

岩手県告示第47号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定に基づき、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

平成28年1月12日

岩手県知事 達 増 拓 也

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	規 格		生産業者		有効期限
			保証成分量	その他の規格	氏名又は名称	住 所	
岩手県第 110号	炭酸カルシ ウム肥料	53炭酸カル シウム	アルカリ分 53.0	% 肥料取締法第3条 第1項に規定する 公定規格のとおり	有限会社三和 産業	岩手県一関市東 山町松川字深堀 54番地の1	平成33年9月28日
岩手県第 43号	消石灰	65消石灰	アルカリ分 65.0		株式会社松川 石灰工業所	岩手県一関市東 山町長坂字町裏 325番地	平成33年9月21日
岩手県第 139号	消石灰	70消石灰	アルカリ分 70.0		北上石灰株式 会社	秋田県鹿角市十 和田錦木字山谷 32番地3	平成34年2月11日